

管理者(施設長)の資格要件及び兼務関係

	勤務形態	資格要件	兼務
児童発達支援センター	専従	—	①当該事業所の従業者 ②同一敷地内又は隣接地等、管理業務に支障がない範囲内にある事業所(施設)の管理者又は従業者
児童発達支援(センター以外)			
医療型児童発達支援		—	
放課後等デイサービス			
保育所等訪問支援			
福祉型障害児入所施設	専従	下記のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事 ②児童福祉司 ③児童福祉事業に2年以上従事した者 ④全国社会福祉協議会の施設長講習過程を修了した者	①当該事業所の従業者 ②同一敷地内又は隣接地等、管理業務に支障がない範囲内にある事業所(施設)の管理者又は従業者
医療型障害児入所施設		肢体の機能の不自由な者の療育に関して相当の経験を有する医師	